

ただいま上程されました追加議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、条例4件であります。

追第1号議案は、介護保険法の一部改正に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

追第2号議案は、医療法等の一部改正に伴い、病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正するものであります。

追第3号議案は、介護保険法等の一部改正に伴い、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等について所要の改廃をするものであります。

追第4号議案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正に伴い、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正するものであります。

以上が、今回提出いたしました追加議案の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。